

株式会社確認検査機構トラスト

建築物省エネ法判定業務規程

令和8年8月20日改訂

建築物省エネ法判定業務規程

目次

第1章 総則

第1条（趣旨）

第2条（基本方針）

第3条（判定の業務を行う時間及び休日）

第4条（事務所の所在地）

第5条（判定の業務を行う区域）

第6条（判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲）

第2章 判定の業務の実施の方法

第7条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等）

第8条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第9条（判定の実施方法）

第10条（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ）

第11条（適合判定通知書の交付等）

第3章 適合性判定員等

第12条（適合性判定員の選任）

第13条（適合性判定員の解任）

第14条（適合性判定員の配置）

第15条（適合性判定員の教育）

第16条（判定の業務の実施及び管理の体制）

第17条（秘密保持義務）

第4章 判定料金等

第 18 条（判定料金の納入）

第 19 条（判定料金を減額するための要件）

第 20 条（判定料金を増額するための要件）

第 21 条（判定料金の返還）

第5章 雑則

第 22 条（登録の区分等の掲示）

第 23 条（判定業務規程の公開）

第 24 条（財務諸表等の備付け）

第 25 条（財務諸表等に係る閲覧の請求）

第 26 条（帳簿及び書類の保存期間）

第 27 条（帳簿及び書類の保存及び管理の方法）

第 28 条（軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等）

第 29 条（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第 30 条（判定の業務に関する公正の確保）

第 31 条（損害賠償保険への加入）

第 32 条（事前相談）

附則

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この判定業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社確認検査機構トラスト（以下「トラスト」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関として行う法第11条第1項及び第2項並びに法第12条第2項及び第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号。以下「施行規則」という。）第13条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面（以下「軽微変更該当証明書」という。）の交付（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、法第45条第1項の規定により必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 判定の業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る技術的助言によるほか、この規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(判定の業務を行う時間及び休日)

第3条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める国民の祝日
- (3) 年末年始（期日はその年度毎に決定する）
- (4) 夏期休暇（期日はその年度毎に決定する）

3 判定の業務を行う時間及びその休日については、緊急を要する場合その他正当な事由がある場合又は事前に提出者との間において判定の業務を行う日時の調整が図られている場

合は、前2項の規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第4条 本社の所在地は、大阪府大阪市中央区南本町一丁目3番9号 サンコービル内とする。

2 東京本部の所在地は、東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目31番11号 KSビル内とする。

(判定の業務を行う区域)

第5条 業務区域は、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く）、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県の全域とする。

(判定の業務を行う特定建築物の区分の範囲)

第6条 トラストは、法第38条第1項第1号イの(1)から(6)までに定める建築物の区分に係る判定の業務を行うものとする。

第2章 判定の業務の実施の方法

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等)

第7条 建築物エネルギー消費性能確保計画を提出（建築物エネルギー消費性能確保計画を通知する場合を含む。以下の同じ。）しようとする者は、トラストに対し、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第3条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出しようとする者は、トラストに対し、施行規則第4条第1項に規定する書類を提出しなければならないものとする。

- 3 軽微変更該当証明書の交付を求めようとする者は、トラストに対し、別記様式第1による軽微変更該当証明申請書の正本及び副本に、それぞれその内容を確認するために必要な書類を添えたものを提出しなければならないものとする。
- 4 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。次項において同じ。）であるものに対し、法第 11 条第1項に規定する特定建築行為（住宅の新築に限る。以下この項及び次項において同じ。）に係る住宅について設計住宅性能評価（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 11 年建設省令第 20 号）第3条第1項に規定する変更設計住宅性能評価（次項において「変更設計住宅性能評価」という。）を除く。）の申請又は確認（同令第7条の2第1項に規定する変更確認（次項において「変更確認」という。）を除く。）の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書（同令第3条第1項に規定する設計評価申請添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）又は確認申請添付図書（同令第7条の2第1項に規定する確認申請書の添付図書をいう。以下この項及び次項において同じ。）を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る建築物エネルギー確保計画を提出するときは、第1項にかかわらず、施行規則第3条第1項の表の各項に掲げる図書を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。
- 5 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるもの（前項の規定により提出した建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けたものに限る。）に対し、特定建築行為に係る住宅について変更設計住宅性能評価の申請又は変更確認の求めをした場合（当該住宅の設計者の氏名の記載がある設計評価申請添付図書又は確認申請添付図書を提出した場合に限る。）において、当該登録建築物エネルギー消費性能判定機関に当該特定建築行為に係る変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画を提出するときは、第2項の規定にかかわらず、施

行規則第4条第1項の表の各項に掲げる図書（変更に係る部分に限る。）を同項の計画書に添えることを要しない。この場合において、当該登録住宅性能評価機関に提出した当該設計評価申請添付図書又は当該確認申請添付図書のうち建築物のエネルギー消費性能に係るものは、当該計画書の添付図書とみなす。

- 6 前5項の規定により提出、通知又は申請される書類（以下「提出書類等」という。）を受けるに当たり、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織（トラストの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と提出者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）の使用又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）によることができる。

（建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の引受け及び契約）

第8条 トラストは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請（以下「建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等」という。）があったときは、次の事項を審査し、これを引き受ける。

- (1) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請のあった計画の変更（以下「提出された建築物エネルギー消費性能確保計画等」という。）が特定建築行為に係るものであること。
- (2) 提出された建築物エネルギー消費性能確保計画又は軽微変更該当証明申請に係る建築物が、第6条に定める判定の業務を行う範囲に該当するものであること。
- (3) 提出書類等に形式上の不備がないこと。
- (4) 提出書類等に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (5) 提出書類等に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 トラストは、前項の審査により同項各号に該当しないと認める場合においては、その返却又は補正を求めるものとする。

- 3 提出者等が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、引き受けできない理由を説明し、提出者等に提出書類等を返還する。

4 第1項により提出又は申請（以下「提出等」という。）を引き受けた場合には、トラストは、提出者等と判定に係る契約を締結するものとする。

5 前項の契約に用いる書面には、少なくとも次に掲げる事項について、明記するものとする。

(1) 提出者等の協力義務に関する事項のうち、提出者等は、当機関の求めに応じ、判定のために必要な情報を当機関に提供しなければならないこと。

(2) 判定料金（証明料金を含む。以下同じ。）に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 判定料金の額に関すること。

(b) 判定料金の納入期日に関すること。

(c) 判定料金の納入方法に関すること。

(3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの

(a) 適合判定通知書又は軽微変更該当証明書（以下この条において「適合判定通知書等」という。）を交付し、又は適合判定通知書等を交付できない旨を通知する期日（以下この項において「業務期日」という。）に関すること。

(b) 提出者等の非協力、第三者の妨害、天災その他の当機関に帰することのできない事由により業務期日が遅延する場合には、提出者等と協議の上、業務期日を変更できること。

(4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 適合判定通知書等の交付前までに提出者等の都合により建築物エネルギー消費性能確保計画を変更する場合においては、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を取り下げ、別件として再度提出等を行わなければならないものとし、この場合においては、元の判定に係る契約は解除されること。

(b) 提出者等は、適合判定通知書等が交付されるまで、トラストに書面をもって通知することにより当該契約を解除できること。

(c) 提出者等は、トラストが行うべき判定の業務が業務期日から遅延し、又は遅延することが明らかであることその他のトラストに帰すべき事由により当該契約を解除したときは、既に支払った判定料金の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請

求することができること。

(d) トラストは、提出者等の必要な協力が得られないこと、判定料金が納入期日までに支払われないことその他の提出者等に帰すべき事由が生じた場合においては、提出者等に書面をもって通知することにより当該契約を解除することができること。

(e) (d)の規定により契約を解除した場合においては、一定額の判定料金の支払いを請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができること。

(5) トラストが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの。

(a) 当該契約が、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が建築基準法（昭和25 年法律第 201 号）その他の法令に適合することについて保証するものではないこと。

(b) 当該契約が、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物に瑕疵がないことについて保証するものではないこと。

(c) 提出書類等に虚偽があったことが適合判定通知書交付後に発覚した場合、当該判定の結果について責任を負わないこと。

(判定の実施方法)

第9条 トラストは、法、これに基づく命令及び告示並びに判定マニュアルに従い、判定を法第 42 条に規定する適合性判定員に実施させる。

2 判定の業務に従事する職員のうち適合性判定員以外の者（以下「適合性判定補助員」という。）は、適合性判定員の指示に従い、提出の受付け、建築物エネルギー消費性能確保計画の内容の予備審査その他の補助的な業務を行う。

3 適合性判定員は、判定のために必要と認める場合においては、提出者、申請者又は設計者に対し、必要な書類の閲覧又は提出を求める。

4 トラストは、提出書類等の記載内容に虚偽があると認められた場合、判定を行えない旨及びその理由を提出者等に通知する。

(建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等の取下げ)

第 10 条 提出者等は、適合判定通知書等の交付前に建築物エネルギー消費性能確保計画の提出又は軽微変更該当証明申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届出書を当機関に提出する。

2 前項の場合においては、トラストは、判定等の業務を中止し、提出書類等を提出者等に返却する。

(適合判定通知書の交付等)

第 11 条 トラストは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合することを判定したときにあつては、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、適合判定通知書を提出者に交付する。

2 トラストは、提出を受けた建築物エネルギー消費性能確保計画が建築物エネルギー消費性能基準に適合しないことを判定したときにあつては適合しない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうか決定できない旨の通知書を、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に、提出者にそれぞれ交付する。

3 トラストは、第 1 項及び第 2 項にかかわらず、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に当該提出者に適合判定通知書を交付することができない次に掲げる合理的な理由があるときは、28 日の範囲内において、その期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を建築物エネルギー消費性能確保計画の提出を受けた日から 14 日以内に提出者に交付する。

(1) 提出書類に形式上の不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であるとき。

(2) 判定に必要な提出者の協力が得られなかったことその他の当機関の責めに帰すことのできない事由により、判定を行えなかったとき。

(3) 判定料金が納入期日までに納入されていないとき。

(4) 建築物の規模・用途や設計上の特徴その他の判定結果を確定するために時間を要するやむを得ない事情があるとき。

4 トラストは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が施行規則第5条（第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する軽微な変更（以下単に「軽微な変更」という。）に該当することを確認したときにあっては、すみやかに別記様式第2による軽微変更該当証明書を交付する。

5 トラストは、軽微変更該当証明申請のあった計画の変更が軽微な変更該当しないことを確認したときにあっては別記様式第3による軽微な変更該当しない旨の通知書を、軽微な変更該当するかどうかを決定することができないときにあっては別記様式第4による軽微な変更該当するかどうか決定できない旨の通知書を、申請者にそれぞれ交付する。

6 適合判定通知書の交付番号は別表1に、軽微変更該当証明書の交付番号は別表2に定める方法に従う。

7 適合判定通知書、第2項若しくは第3項の通知書又は軽微変更該当証明書若しくは第5項の通知書（以下「適合判定通知書等」という。）の交付については、あらかじめ提出者等と協議して定めるところにより、電子情報処理組織の使用又は磁気ディスクの交付によることができる。

第3章 適合性判定員等

（適合性判定員の選任）

第12条 トラストの代表取締役は、判定の業務を実施させるため、施行規則第36条に定める要件を満たす者のうちから、適合性判定員を選任するものとする。

2 適合性判定員は、職員から選任するほか、職員以外の者に委嘱して選任することができるものとする。

3 適合性判定員の数は、法第38条第1項第1号に定める数以上となるように毎年度見直しを行うものとする。

(適合性判定員の解任)

第 13 条 トラストの代表取締役は、適合性判定員が次のいずれかに該当するときは、その適合性判定員を解任するものとする。

- (1) 業務違反その他適合性判定員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認めるとき。

(適合性判定員の配置)

第 14 条 判定の業務を実施するため、適合性判定員を本社に 1 人以上、東京本部に 1 人以上配置する。

2 前項の適合性判定員は、公正かつ適確に判定の業務を行わなければならない。

3 東京本部の適合性判定員が病気等の事情により、判定の業務を実施できない場合にあっては、当該事務所において本社の適合性判定員が臨時に判定等の業務を行う。この場合において、緊急のとき等にあつては、本社において当該判定の業務を行う。

上記の東京本部が本社の場合、本社を東京本部と読み替えて業務を行う。

4 トラストは、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出件数が一時的に増加することその他の判定の業務を適切に実施することが困難となった場合にあっては、速やかに、新たな適合性判定員を選任することその他の適切な措置を講ずる。

(適合性判定員の教育)

第 15 条 適合性判定員の資質の維持向上を図るため、適合性判定員に対し、年 1 回以上、トラストの行う判定の業務に関する研修を受講させるものとする。

(判定の業務の実施及び管理の体制)

第 16 条 判定の業務に従事する職員を、第 14 条第 1 項の規定により配置された適合性判定員を含め、本社に 1 人以上、東京本部に 1 人以上配置する。

2 トラストは、法第 38 条第 1 項第 3 号に規定する専任の管理者に性能評価部部長を任命する。

3 専任の管理者は、判定の業務を統括し、判定の業務の適正な実施のため、必要かつ十分な措置を講ずるものとし、全ての適合判定通知書等の交付について責任を有するものとする。

(秘密保持義務)

第 17 条 トラストの役員及びその職員（適合性判定員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第4章 判定料金等

(判定料金の納入)

第 18 条 提出者等は、別表 3、別表 5 に定める判定料金を、銀行振込により納入する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、別の納入方法によることができる。

2 前項の納入に要する費用は提出者等の負担とする。

(判定料金を減額するための要件)

第 19 条 判定料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。なお、減額する割合は別表 3 及び別表 5 のとおり。

- (1) 標準設計を用いた複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能確保計画の提出が、一定期間内に見込めるときで、判定の業務が効率的に実施できるとトラストが判断したとき。
- (2) 第 7 条第 4 項又は第 5 項に基づき、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であって登録住宅性能評価機関であるものに対し、設計住宅性能評価の申請若しくは確認の求めをする又は変更設計住宅性能評価の申請若しくは変更確認の求めをするとき。

(判定料金を増額するための要件)

第 20 条 判定料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。なお、増額する割合は別表 3 及別表 5 のとおり。

(1) 複合建築物その他の判定の業務に要する時間が想定している時間を越えるものとしてトラストが判断したとき。

(2) トラスト以外に、建築基準法第6条の2第1項の確認申請又は同法第18条第4項の通知を行うとき。

(判定料金の返還)

第21条 納入した判定料金は、返還しない。ただし、トラストの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第5章 雑則

(登録の区域等の掲示)

第22条 トラストは、登録の区域その他の事項を、事務所において公衆に見やすいように掲示する。

(判定業務規程の公開)

第23条 トラストは、この規程を判定の業務を行うすべての事務所で業務時間内に公衆の閲覧に供するとともに、インターネット上に開設したトラストのホームページ(<https://www.oosaka-trust.net>)において公表するものとする。

(財務諸表等の備付け)

第24条 トラストは、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条及び次条において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条において「財務諸表等」という。）を作成し、5年間事務所に備えて置くものとする。

(財務諸表等に係る閲覧等の請求)

第 25 条 利害関係人は、トラストの業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。

- (1) 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
- (2) 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- (3) 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
- (4) 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって次に掲げるもののうち、当機関が定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
 - (a) トラストの使用に係る電子計算機と法第 46 条第 2 項第 4 号に掲げる請求をした者（以下この条において「請求者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、請求者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
 - (b) 磁気ディスクをもって調製するファイルに情報を記録したものを請求者に交付する方法
 - (c) (a) 及び (b) に掲げる方法は、請求者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものとする。

(帳簿及び書類の保存期間)

第 26 条 帳簿及び書類の保存期間は、次に掲げる文書の種類に応じ、それぞれに掲げるものとする。

- (1) 法第 47 条第 1 項の帳簿 建築物エネルギー消費性能適合性判定の業務の全部を廃止するまで
- (2) 提出書類、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る契約書その他建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類 15 年間

(帳簿及び書類の保存及び管理の方法)

第 27 条 前条各号に掲げる帳簿及び書類の保存は、建築物エネルギー消費性能適合性判定中
にあつては特に必要がある場合を除き事務所内において、建築物エネルギー消費性能適合
性判定終了後は施錠できる室、ロッカーその他の秘密が漏れることのない確実な方法で行
う。

2 前項の保存は、当該帳簿及び書類を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク
に記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示することが
できるようにして、これを行うことができる。

(軽微変更該当証明に係る帳簿の備付け等)

第 28 条 トラストは、法第 47 条第 1 項の帳簿に準じて軽微変更該当証明に係る帳簿を備
え付け、これを保存することとする。

2 トラストは、法第 47 条第 2 項の書類に準じて第 7 条第 3 項の申請書類、軽微変更該当
証明に係る契約書その他証明に要した書類を保存することとする。

3 第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類の保存期間は第 26 条に、当該帳簿及び書類の保存及び
監理の方法は第 27 条に、それぞれ準ずることとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第 29 条 トラストは、電子情報処理組織による提出等の受付け及び適合判定通知書その他の
図書の交付を行う場合においては、情報の保護に係る措置について別に定めることとす
る。

(判定の業務に関する公正の確保)

第 30 条 トラストの代表取締役、役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネ
ルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費
性能確保計画の提出等を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

2 トラストの役員又は職員（適合性判定員を含む。）が、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について次のいずれかに該当する業務を行った場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) 設計に関する業務
- (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- (3) 建設工事に関する業務
- (4) 工事監理に関する業務

3 トラストの役員又は職員（適合性判定員を含む。）で、トラスト以外に所属する法人の役員又は職員である者（過去2年間に所属していた法人の役員又は職員であった者を含む。）が、次のいずれかに該当する業務を行った場合、当該役員又は職員（適合性判定員を含む。）は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

- (1) トラストに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を自ら行った場合又は代理人として建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等を行った場合
- (2) トラストに対する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に係る建築物について前項(1)から(4)までに掲げる業務を行った場合

4 第1項から前項までに掲げる場合に準ずる場合であって、判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる場合は当該建築物に係る判定を行わないものとする。

5 適合性判定員又はトラストの役員若しくは職員以外の者は、判定の業務に従事してはならない。

（損害賠償保険への加入）

第 31 条 トラストは、判定の業務に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約（てん補限度額が年間 1 億円以上であるもの及び地震その他の自然変象によって明らかとなった瑕疵についての補償が免責事項となっていないもの。）を締結するものとする。

(事前相談)

第 32 条 提出者等は、建築物エネルギー消費性能確保計画の提出等に先立ち、当機関に相談をすることができる。この場合において、当機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成 29 年 5 月 20 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より改定施行する。

この規程は、令和 3 年 12 月 20 日より改訂施行する。

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日より改定施行する。

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より改定施行する。

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日より改定施行する。

この規程は、令和 8 年 8 月 20 日より改定施行する。

別表 1

適合判定通知書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

○○○-○○-○○○○-○-○-○○○○○

1～3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（0 7 2）
4～5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に 付する番号 本社 01 東京本部 02
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、0 0 0 0 1 から順に付するものとする。）

別表2

軽微変更該当証明書の交付番号は、16 桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇-〇-〇-〇〇〇〇〇

1～3 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号（072）
4～5 桁目	登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号 本社 01 東京本部 02
6～9 桁目	西暦
10 桁目	1：新築 2：増築・改築
11 桁目	1：床面積の合計が 300 m ² 未満 2：床面積の合計が 300 m ² 以上 1,000 m ² 未満 3：床面積の合計が 1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満 4：床面積の合計が 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 5：床面積の合計が 10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満 6：床面積の合計が 50,000 m ² 以上
12～16 桁目	通し番号（11 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする。）

別表3

省エネ適合性判定業務判定料金

表-1から表-3に定める基本料金は、トラストにエネルギー消費性能確保計画の提出とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第4項の通知を行う場合の判定料金をいいます。

なお、トラスト以外に建築基準法第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第4項の通知を行う場合の判定料金は、表-1から表-3までに定める料金に1.5を乗じた金額とします。

表-1及び表-2における「併願申請がある場合」とは、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請又は同法第18条第4項の通知に加え、設計住宅性能評価（省エネ基準（5-1:等級4以上、5-2:等級4以上））、長期使用構造等の確認、低炭素建築物新築等計画、BELS評価のいずれかがトラストへ申請される場合をいいます。

一戸建ての住宅 表-1

(円) (税込み)

延床面積 (㎡)	構造	基本料金	併願申請がある場合
200 ㎡未満	木造	33,000	11,000
	S・RC造	44,000	16,500
200 ㎡以上～300 ㎡未満	木造	44,000	16,500
	S・RC造	55,000	22,000
300 ㎡以上	別途見積		

共同住宅・長屋

・表-2の料金は、共同住宅・長屋が木造である場合の判定料金です。木造以外（S造、RC造）の場合の判定料金は表-2の料金に1.5を乗じた金額とします。

表-2

(円) (税込み)

延床面積 (㎡)	基本料金	併願申請がある場合
200 ㎡未満	$29,700 + M \times 5,500$	$M \times 5,500$
200 ㎡～500 ㎡未満	$35,200 + M \times 5,500$	$M \times 5,500$
500 ㎡～1,000 ㎡未満	$39,600 + M \times 5,500$	$M \times 5,500$
1,000 ㎡～2,000 ㎡未満	$45,100 + M \times 5,500$	$M \times 5,500$
2,000 ㎡～4,000 ㎡未満	$49,500 + M \times 5,500$	$M \times 5,500$
2,000 ㎡～4,000 ㎡未満	$49,500 + M \times 5,500$	$M \times 5,500$
7,000 ㎡～10,000 ㎡未満	$138,600 + M \times 5,500$	$M \times 5,500$
10,000 ㎡～30,000 ㎡未満	$247,500 + M \times 5,500$	$M \times 5,500$
30,000 ㎡以上	別途見積	

※ M：評価を行う住戸数

非住宅

表-3 基本料金

(円) (税込み)

	標準入力法			モデル建物法		
	用途			用途		
延床面積	A 区分	B 区分	C 区分	A 区分	B 区分	C 区分
100 ㎡未満	172, 700	129, 800	104, 500	99, 000	66, 000	49, 500
100 ㎡以上 300 ㎡未満	209, 000	156, 200	125, 400	118, 800	79, 200	59, 400
300 ㎡以上 500 ㎡未満	228, 800	170, 500	137, 500	129, 800	86, 900	64, 900
5,00 ㎡以上 1,000 ㎡未満	286, 000	194, 700	160, 600	161, 700	97, 900	77, 000
1,000 ㎡以上 2,000 ㎡未満	343, 200	228, 800	183, 700	194, 700	121, 000	86, 900
2,000 ㎡以上 3,000 ㎡未満	400,400	352,000	264,000	216,700	198,000	132,000
3,000 ㎡以上 4,000 ㎡未満	457,600	396,000	275,000	248,600	209,000	143,000
4,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満	514,800	440,000	297,000	281,600	220,000	154,000
5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満	596,200	528,000	330,000	325,600	264,000	176,000
10,000 ㎡以上 20,000 ㎡未満	687,500	594,000	440,000	379,500	297,000	220,000
20,000 ㎡以上 50,000 ㎡未満	800,800	726,000	528,000	433,400	363,000	264,000
50, 000 ㎡以上	別途見積					

* 建築物の用途区分欄における A 区分、B 区分及び C 区分は別表 4 による。

建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、または、モデル建物法を使用する際にその対象となる室が無い場合は一律 33, 000 円 (税込) とします。

なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、または計算の省略できる設備のみが設置されている場合も同額とします。

別表 4 用途区分

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	区分
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	A
幼稚園	08070	A
小学校	08080	A
義務教育学校	08082	A
中学校、高等学校又は中等教育学校	08090	A
特別支援学校	08100	A
大学又は高等専門学校	08110	A
専修学校	08120	A
各種学校	08130	A
幼保連携型認定こども園	08132	A
図書館その他これに類するもの	08140	A
博物館その他これに類するもの	08150	A
美術館その他これに類するもの	08152	A
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	B
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	A
保育所その他これに類するもの	08180	B
助産所(入所する者の寝室があるものに限る。)	08190	A
助産所(入所する者の寝室がないものに限る。)	08192	B
児童福祉施設等(建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等をいい、前 4 項に掲げるものを除く。次項において同じ。)(入所する者の寝室があるものに限る。)	08210	A
児童福祉施設等(入所する者の寝室がないものに限る。)	08220	B
公衆浴場(個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。)	08230	A
診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)	08240	A
診療所(患者の収容施設のないものに限る。)	08250	B
病院	08260	A
巡査派出所	08270	B
公衆電話所	08280	B
郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290	B
地方公共団体の本庁又は支所	08300	B
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	C
建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき建設大臣が指定する施設	08320	C
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330	B
工場(自動車修理工場を除く。)	08340	C
自動車修理工場	08350	C
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	C
ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバットニング練習場	08370	A
体育館又はスポーツの練習場(前項に掲げるものを除く。)	08380	A
マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390	B
ホテル又は旅館	08400	A
自動車教習所	08410	B
畜舎	08420	C
堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430	C
日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438	B
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗(前項に掲げるものら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。)	08440	B

建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	区分
飲食店(次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。)	08450	B
食堂又は喫茶店	08452	B
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	08456	B
銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458	B
物品販売業を営む店舗以外の店舗(前 2 項に掲げるものを除く。)	08460	B
事務所	08470	B
映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480	A
自動車車庫	08490	C
自転車駐車場	08500	C
倉庫業を営む倉庫	08510	C
倉庫業を営まない倉庫	08520	C
劇場、映画館又は演芸場	08530	A
観覧場	08540	A
公会堂又は集会場	08550	A
展示場	08560	A
料理店	08570	B
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580	B
ダンスホール	08590	A
個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600	A
卸売市場	08610	C
火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620	C
農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630	C
農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640	C
田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。)で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	08650	B
その他	08990	※1

※1 建築物の具体的な用途により、A 区分から C 区分までの中で当社が指定する区分とします。

別表 5

省エネ適合性判定 変更等申請料金

① 計画変更	変更後の計画に応じ別表 3 各表の面積から算定される料金の 50%の額とします。 ただし、次の場合は新規申請として取り扱います。 ・ 直前の判定を他機関から受けている場合 ・ モデル建物法を標準計算法に計算方法を変更する場合
② 軽微な変更（ルート C）	変更後の計画に応じ別表 3 各表の面積から算定される料金の 50%の額とします。 ただし、次の場合は新規申請として取り扱います。 ・ 直前の判定を他機関から受けている場合

◆ 共 通

1. 複数の用途が混合建築物は、各々の料金の合計とします。
2. 敷地内に複数の建築物がある場合は、適合義務対象建築物ごとに適合判定通知書が必要になり、各建築物ごとに判定料金を徴収いたします。
3. 複合建築物（住宅部分と非住宅部分を有する建築物）の場合は、住宅用途と非住宅用途の料金をそれぞれ算出し、合わせた額とします。
4. 業務規程第 19 条第 1 項第 1 号に定める減額の上限は 40%とします。
5. 業務規程第 20 条第 1 項第 2 号に定める増額の上限は 20%とします。
6. 住宅部分が諸官庁に送付対象となる場合は事務手数料として 13,200 円（税込）を加算します。
7. 適合判定通知書の再発行手数料は、5,500 円（税込）とします。
8. 上記以外の内容については、別途協議をさせていただきます。

別記様式第 1

(第一面)

軽微変更該当証明申請書

年 月 日

株式会社確認検査機構トラスト 殿

申請者の住所又は
主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称
代 表 者 の 氏 名
設計者氏名

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 13 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が同規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

【軽微な変更をする建築物の直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明】

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号】 第 号

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日】 令和 年 月 日

【適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者】

【軽微な変更の概要】

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	軽微変更該当証明書番号欄	決裁欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員氏名	係員氏名	

(注意) 第二面から第五面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第一の第二面から第五面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微変更該当証明を当機関で実施している場合、変更に係る部分のみの提出とすることができます。

別記様式第2

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による

軽微変更該当証明書

第 号

令和 年 月 日

建築主 様

株式会社確認検査機構トラスト

代表取締役 廣田 宜史 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日
2. 建築場所
3. 建築物又はその部分の概要

（注意）この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第3

軽微な変更該当しない旨の通知書

第 号

令和 年 月 日

建築主 様

株式会社確認検査機構トラスト

代表取締役 廣田 宜史 印

別添の軽微変更該当証明申請書及び添付図書に記載の計画の変更は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第5条（同規則第9条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当しないことを確認しましたので、通知します。

記

（理 由）

別記様式第 4

軽微な変更に該当することを決定することができない旨の通知書

第 号

令和 年 月 日

建築主 様

株式会社確認検査機構トラスト

代表取締役 廣田 宜史 印

下記による軽微変更該当証明申請書は、下記の理由により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 5 条（同規則第 9 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更に該当するかどうかを決定することができないので、通知します。

記

1. 申請年月日 令和 年 月 日付 第 号

2. 建築場所

（理由）

（備考）